

京都大学大学院医学研究科における動物実験の実施について (平成 21 年 1 月～平成 22 年 12 月)

実験動物の麻酔方法について、労働安全の観点からルールを変更した。
以下は、その概要である。

1) ハロタンの使用禁止

吸入麻酔薬ハロタンの使用が、全学的に禁止された。

この事項は、平成 22 年 7 月 6 日に京都大学動物実験委員会委員長より、全学に通知された。

ハロタンとは

ハロタン (2-Bromo-2-chloro-1,1,1-trifluoroethane) は、気化させやすい、導入および覚醒が速い、刺激性がない、そして、引火性・爆発性がないことから、麻酔薬として利用されてきた。

しかし、肝機能障害などの深刻な副作用を引き起こすため、近年は使用されなくなっている。

参考：「ラボラトリーアニマルの麻酔」

2) 麻酔時における労働安全の徹底

上記の通知では、「イソフルラン、セボフルラン等の代替麻酔薬を使用する場合は、回収装置、排気装置、ドラフトチャンバー、あるいはそれと同等の設備等を用いるように努める。」とされた。

そこで、医学研究科附属動物実験施設では、マウスやラットの麻酔方法のルールを変更して、各飼育領域に麻酔薬の排気設備を整備した。

イソフルラン、セボフルランを用いた麻酔

麻酔薬を回収する装置を使用して実施する。

ジエチルエーテルを用いた麻酔

囲い式フードの排気装置、もしくは、ドラフトチャンバーを使用する。

